

表題部 (土地の表示)		調製	平成20年3月17日	不動産番号	4100005386254
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	男鹿市船川港比詰字羽立			余白	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
85番4	宅地	516.35		85番1から分筆 〔昭和48年10月16日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成20年3月17日	
余白	余白	510.38		③錯誤 〔平成26年3月14日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和48年11月20日 第4564号	原因 昭和48年10月30日売買 所有者 秋田県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成20年3月17日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成28年9月16日  
秋田地方法務局

登記官

中野 広光



表題部 (主である建物の表示)		調製	平成20年3月17日	不動産番号	4100005395111
所在図番号	余白				
所在	男鹿市船川港比詰字羽立 85番地4				余白
家屋番号	85番4				余白
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付【登記の日付】	
居宅	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	49 23		昭和49年12月10日新築	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成20年3月17日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成2年7月25日 第1464号	原因 平成2年3月10日売買 所有者 秋田県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成20年3月17日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成28年9月16日  
秋田地方法務局

登記官

中野 広 光



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部	(主である建物の表示)	調製	平成20年3月17日	不動産番号	4100005395112
所在図番号	[余白]				
所在	男鹿市船川港比詰字羽立 85番地4			[余白]	
家屋番号	85番4の2			[余白]	
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	50.04		昭和54年12月20日新築	
[余白]	[余白]	[余白]		管轄転属により登記 平成20年3月17日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成2年7月25日 第1462号	原因 平成2年3月10日売買 所有者 秋田県 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成20年3月17日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成28年9月16日  
秋田地方法務局

登記官

中野 広 光



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。